

試験合格後の取扱い

1. 新規許可申請者の運賃設定認可申請

1. 運賃設定認可申請時期

- (1)試験の合格発表後、東京運輸支局へ申請書を提出する。
- (2)申請書を持参する者は、申請者本人・団体（本部を含む）いずれも可とする。

2. 申請書

平成 19 年の運賃改定申請の認可後、自動認可運賃への運賃設定認可申請書様式を配付します。

なお、申請書左上の整理番号欄には試験通知に記載されている整理番号を記入してください。 例 07(特)123

3. 原価計算書

自動認可運賃の中で設定する場合には原価計算書の添付が不要です。

4. 却下時の取り下げ

試験合格後の書類審査により事業許可申請が却下となった場合及び事業許可申請を取り下げる場合、運賃設定認可申請を取り下げるものとする。

2. 事業許可・運賃認可及び譲渡譲受認可

事業許可と運賃認可が同時に行われる。（譲渡譲受の場合譲渡譲受認可のみ）

3. 車両整理番号（ドア番号）

事業許可・認可処分が発表されると、(社)都個協で速やかに車両整理番号（ドア番号）を設定し、所属団体を通じて通知する。

なお、車外表示のうち事業者の名字を漢字以外で表示したい場合、試験の合格後であれば「事業者名字に係る車外表示の取扱要綱」に基づく事前申請を受け付ける。

4. 個人タクシー事業講習会

関東運輸局長から許可を受けた者及び譲渡譲受等の認可を受けた者は、(社)全国個人タクシー協会関東支部が実施する個人タクシー事業講習会を受講すること。

5. 事業許可書・運賃認可書及び譲渡譲受認可書交付式

(社)全個協関東支部主催の事業講習会 2 日目終了後、関東運輸局主催の交付式が行われ、運輸開始までの手続きの説明等を受けた後、事業許可書と運賃認可書（譲渡譲受の場合譲渡譲受認可書のみ）が同時に交付される。

6. 運輸開始手続

運輸開始に向けた手続き

《事業許可申請全体の流れ》

